

兵庫労働局発表
令和4年8月29日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部健康課

課長 畑中義春

健康主任 濱田祐輔

TEL (078) 367-9153

FAX (078) 367-9166

令和4年度 全国労働衛生週間の実施について

(本週間：10月1日から10月7日まで)

(準備期間：9月1日から9月30日まで)

[スローガン] あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回目を迎えます。
全国労働衛生週間は、職場の労働衛生に関する意識を高め、自主的な管理を促すことを目的としています。

< 兵庫労働局の主な取組 >

1 両立支援推進チーム アクションプラン・キックオフ！

近年は、雇用の延長が進んでいることもあり、労働者の高齢化、働き方の多様化を含め、様々な状況の中で活用できる仕組みがクローズアップされています。

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「兵庫県地域両立支援推進チーム」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。

この度、さらなる取組の推進を図るため、治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とするアクションプラン(5か年計画)を策定し、新たな計画に基づくキックオフ会議を開催いたします。

開催日：10月5日(水)

時刻：14時00分から15時45分まで

場所：兵庫労働局 15階第1共用会議室

構成員：県内の地方自治体、医療機関、関係団体等

アクションプランの取組ポイント

- ・5か年計画の進捗及び評価
- ・専門分科会の設置と運営
- ・構成員間の情報共有と連携スキームの確立

取材を希望される場合は、9月29日(木)までに兵庫労働局健康課にご連絡ください。また、会議当日は、13時45分までに会場にお越しください。



2 健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取、医療保険者への健康診断結果の提供等について、重点的に周知啓発します。

3 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等、職場における粉じん障害防止対策の徹底を図ります。

兵庫労働局は、上記取組について、管内の災防団体（14）を通じ周知を図るとともに、県内の自治体（61）に対して、広報誌やホームページへの掲載について要請しています。

また、労働基準監督署（県下11署）において、監督指導等のあらゆる機会を捉えて、事業者に啓発指導を行うこととしています。

< 別添資料 >

- 1 リーフレット「第73回全国労働衛生週間」
- 2 令和4年度全国労働衛生週間実施要綱
- 3 兵庫県地域両立支援推進チーム構成員名簿
- 4 リーフレット「治療と仕事の両立支援とは」
- 5 リーフレット「治療と仕事の両立について相談できます！（事業者用）」
- 6 リーフレット「治療と仕事の両立について相談できます！（労働者用）」
- 7 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」
- 8 リーフレット「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう」
- 9 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間！」

事業者の皆さまへ

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金） [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和 4 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 73 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和 3 年度には 801 件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業 4 日以上労働災害は、令和 3 年には 19,000 人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の 5 つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業 4 日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の 8 割を占めている。また、オルト - トルイジンや M O C A による膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和 4 年 2 月に労働安全衛生法施行令等、令和 4 年 5 月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集空間(多くの人が密集している)、密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スロ - ガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

○ 兵庫県地域両立支援推進チーム構成員名簿

別添 3

兵庫県経営者協会

日本労働組合総連合会兵庫県連合会

一般社団法人兵庫県医師会

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課

兵庫県保健医療部健康増進課 認知症対策室

兵庫県立がんセンター がん相談支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院治療就労両立支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院治療就労両立支援部

兵庫県社会保険労務士会

公益社団法人日本医療社会福祉協会 兵庫県医療ソーシャルワーカー協会

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 関西支部兵庫事務所

特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

一般社団法人兵庫労働基準連合会

神戸市健康局健康企画課

神戸大学医学部附属病院 がん相談室

兵庫県社会福祉協議会 ひょうご若年性認知症支援センター

兵庫労働局職業安定部職業安定課

神戸公共職業安定所

明石公共職業安定所

兵庫労働局雇用環境均等部指導課

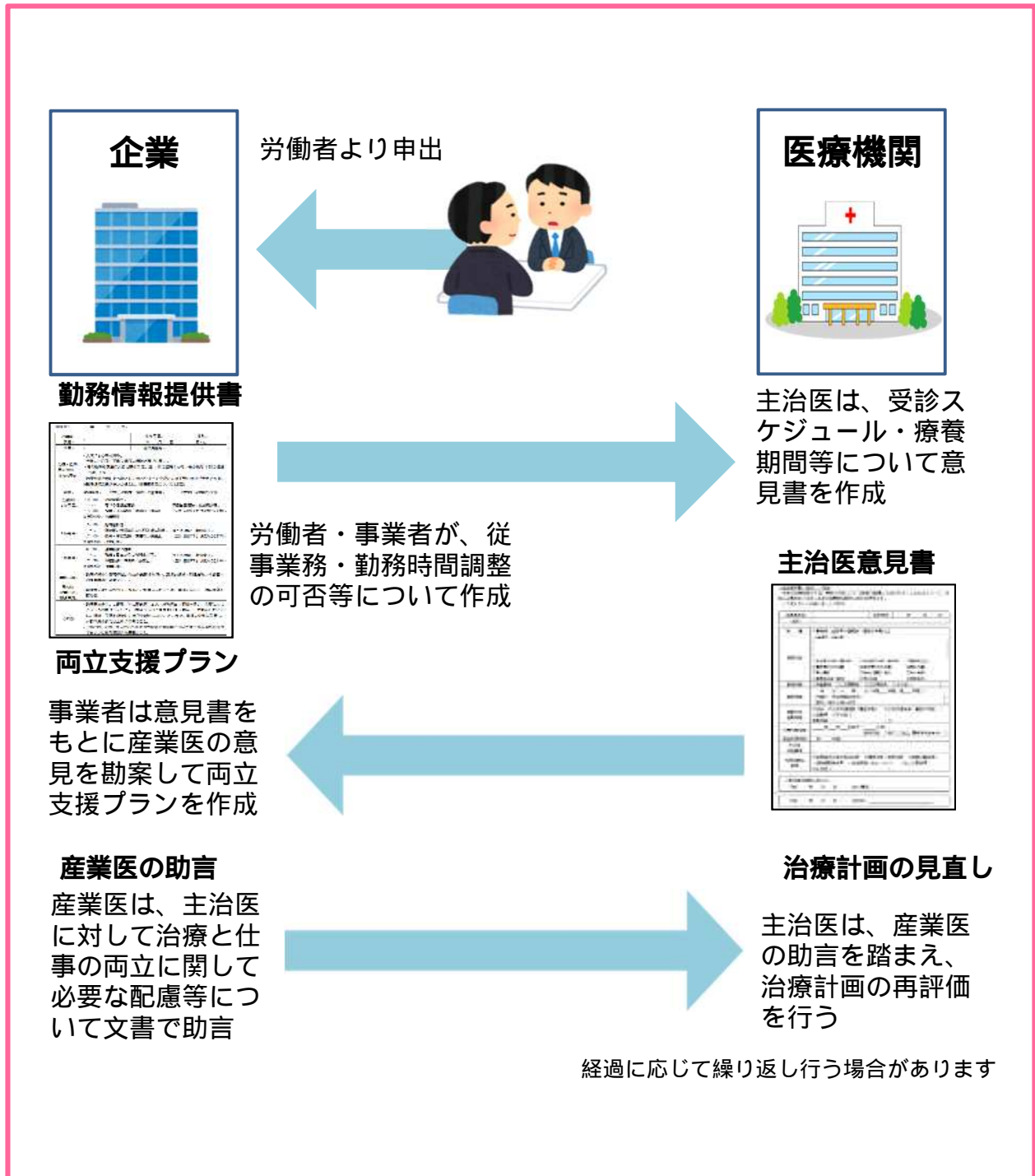
兵庫労働局労働基準部健康課

治療と仕事の両立支援とは

病気になったときに働きながら治療できるよう、休暇・勤務制度を整備し、企業と医療機関が情報交換して、労働者本人の症状や業務内容に応じた支援をすること。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す」とこととされています。

企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり概要



企業における具体的な取組方法等について

厚生労働省では、疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を作成しています（平成28年2月公表）。又、以下の参考資料を作成しています。

- ・疾患別留意事項（がん、脳卒中、肝疾患、難病、糖尿病、心疾患 令和3年3月時点）
- ・企業・医療機関連携マニュアル（令和3年3月改訂）

治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要

両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

研修等による両立支援に関する意識啓発

相談窓口の明確化

両立支援に関する制度・体制等の整備

【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務、試し出勤制度

【その他】労働者から支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理、関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり等

個別の両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者からの申出

企業と医療機関との情報のやりとり

ガイドラインの様式例を活用できます

職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勧告し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を掲載しています。



治療と仕事の両立 厚生労働省 検索



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



課題解決のための支援を無料で行っています

治療と仕事の両立支援セミナーの開催

治療と仕事の両立支援に取り組む企業への制度導入を支援

個別の労働者（患者）に係る相談、調整、両立支援プランの作成の支援

問い合わせ先 兵庫産業保健総合支援センター

神戸市中央区御幸通6-1-20 ゼイックスアセントビル8F

078 - 230 - 0283



治療と仕事の両立について相談できます！

～兵庫県地域両立支援推進チーム、治療と仕事の両立支援に関する相談先の御案内～

労働者が、**がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。**



最近では、**がん等の病気になっても、事業場において治療に対する就業上の配慮や適切な措置を行うことにより、労働者が治療をしながら働き続けることができます。**

兵庫県地域両立支援推進チームが治療と仕事を両立できるように、事業場での取組方法等の相談先を紹介します。



治療と仕事の両立支援の大切さとは？

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と仕事の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられます。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

治療と仕事の両立支援の相談先は？

治療と仕事の両立支援に関する相談先は、労働局、産業保健総合支援センター、病院等各所にあり、相談内容によって異なります。裏面を参照の上、お気軽にお問い合わせください。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。



治療と仕事の両立 厚生労働省 検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



兵庫県地域両立支援推進チーム



両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備することを目的として、兵庫県における両立支援を推進する関係者（国、自治体、医療機関、関係団体等）で構成するチームです。

（事務局：兵庫労働局労働基準部健康課）

治療と仕事の両立支援の相談先

相談窓口名称	相談できる内容 対応日・時間	所在地	連絡先
兵庫産業保健総合支援センター	治療と仕事の両立支援について ・両立支援の進め方を教えてほしい ・病気休業者が発生した場合、どの様に対応すればよいか ・病気休職者の職場復帰に際して、注意すべき点はなにか等 ・随時(面談は予約制) ・「治療と仕事の両立支援助成金」に関する相談	〒651 - 0087 神戸市中央区御幸通 6 - 1 - 20 ジテックスアセン トビル8F	TEL 078-230-0283 FAX 078-230-0284
兵庫県立がんセンター がん相談支援センター	・疾患や治療など医療に関する一般的な相談 ・疾患や治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 ・疾患や治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談 ・両立が難しい場合の転職・就職先の相談等 ・平日9:00～17:00	〒673 - 8558 明石市北王子町 13番70号	TEL 078-929-1151 FAX 078-929-2380
関西労災病院 両立支援相談窓口	・治療と仕事の両立支援について ・平日 9:00～17:00	〒660 - 8511 尼崎市稲葉荘3丁目 1番69号	TEL 06-6416-1221 (代表)
神戸労災病院 治療と仕事の両立支援窓口	・治療と仕事の両立支援に関する相談全般 ・治療中の労働者に対し、どのような配慮が必要か、仕事への影響はないか等、どんな事でもご相談ください ・両立支援コーディネーターが相談を承ります ・平日 8:15～17:00	〒651 - 0053 神戸市中央区籠池通 4 - 1 - 23	TEL 078-231-5901 FAX 078-231-5926
兵庫労働局 総合労働相談コーナー	・総合労働相談 ・平日 9:00～17:00	〒650 - 0044 神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クリスタルタワー15F	TEL 078-367-0850
兵庫県社会保険労務士会	・総合労働相談(労務、社会保険等) ・毎週月・金(祝日を除く) 13:00～16:00 ・年金相談 ・毎月第1・3水曜日 13:00～16:00	〒650 - 0011 神戸市中央区下山手通 7丁目10番4号	TEL 078-360-4864 FAX 078-360-1588
日本産業カウンセラー協会 カウンセリングルーム神戸 (こころの健康相談室)	・治療と仕事の両立支援に伴う職場環境改善、人間関係、就労条件等の相談 ・長期休業あるいは職場復帰に伴う各種相談 平日 10:00～19:00 第1,3,5土曜日 13:00～16:00 (有料) 毎月15日 無料相談日	〒650 - 0012 神戸市中央区北長狭通 5丁目1番21号 福建会館5F	TEL 078-367-5815 (完全予約制)
ハローワーク神戸 ハローワーク姫路 ハローワーク明石	・長期療養者職業相談窓口を設置して、がん・肝炎等で長期療養されている方の再就職支援を実施しています。 ・長期療養者就職支援ナビゲーターが担当者制でご相談いたします。	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1 〒670-0947 姫路市北条字中道250 〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	TEL 078-362-4575 TEL 079-222-4431 TEL 078-912-2305
ひょうご若年性認知症支援センター	・若年性認知症に関する一般的な相談 ・疾患に伴う生活上の困りごとに関する相談 ・疾患による仕事への影響に関する相談 ・職場や関係機関との調整 ・平日 9:00～12:00、13:00～16:00(年末年始・土日祝日除く) 電話、来所、訪問による相談対応	〒651 - 0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	TEL 078-242-0601

治療と仕事の両立支援に関する相談先に迷われる方は、まず**兵庫産業保健総合支援センター**にお問い合わせください。

「がん」に関する相談は兵庫県内の**地域がん診療連携拠点病院**でも相談できます。

地域がん診療連携拠点病院の詳細は、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin.html



治療と仕事の両立について相談できます！

～ 兵庫県地域両立支援推進チーム、治療と仕事の両立支援に関する相談先の御案内 ～

治療を受けながら、仕事も続けたい。
どこに相談すればよいのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、事業場において治療に対する就業上の配慮や適切な措置を行うことにより、治療をしながら働くことができます。兵庫県地域両立支援推進チームが治療と仕事の両立について相談できる所を紹介します。



治療と仕事の両立支援とは？

がんなどの継続して治療が必要な疾病を抱えた方が、治療をしながら仕事ができるよう、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

治療と仕事の両立支援の相談先は？

治療と仕事の両立支援に関する相談先は、労働局、産業保健総合支援センター、病院等各所にあり、相談内容によって異なります。裏面を参照の上、お気軽にお問い合わせください。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。



治療と仕事の両立 厚生労働省 検索



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



兵庫県地域両立支援推進チーム



両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備することを目的として、兵庫県における両立支援を推進する関係者（国、自治体、医療機関、関係団体等）で構成するチームです。

（事務局：兵庫労働局労働基準部健康課）

治療と仕事の両立支援の相談先

相談窓口名称	相談できる内容 対応日・時間	所在地	連絡先
兵庫産業保健総合支援センター	治療と仕事の両立支援について ・働きながら、がん等の治療を続けることは可能か ・両立支援の進め方を教えてほしい ・随時（予約制）	〒651 - 0087 神戸市中央区御幸通 6 - 1 - 20 ジテックスアセントビル8F	TEL 078-230-0283 FAX 078-230-0284
兵庫県立がんセンター がん相談支援センター	・疾患や治療など医療に関する一般的な相談 ・疾患や治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 ・疾患や治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談 ・両立が難しい場合の転職・就職先の相談等 ・平日 9:00～17:00	〒673 - 8558 明石市北王子町13番70号	TEL 078-929-1151 FAX 078-929-2380
関西労災病院 両立支援相談窓口	・治療と仕事の両立支援について ・平日 9:00～17:00	〒660 - 8511 尼崎市稲葉荘3丁目 1番69号	TEL 06-6416-1221 (代表)
神戸労災病院 治療と仕事の両立支援窓口	・治療と仕事の両立支援に関する相談全般 ・勤務先に迷惑をかけないだろうか、治療をしながら仕事を続けられるか等、どんな事でもご相談ください ・両立支援コーディネーターが相談を承ります ・平日 8:15～17:00	〒651 - 0053 神戸市中央区籠池通 4 - 1 - 23	TEL 078-231-5901 FAX 078-231-5926
兵庫労働局 総合労働相談コーナー	・総合労働相談 ・平日 9:00～17:00	〒650 - 0044 神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クリスタルタワー15F	TEL 078-367-0850
ハローワーク神戸 ハローワーク姫路 ハローワーク明石	・長期療養者職業相談窓口を設置して、がん・肝炎等で長期療養されている方の再就職支援を実施しています。 ・長期療養者就職支援ナビゲーターが担当者制でご相談いたします。	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1 〒670-0947 姫路市北条字中道250 〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	TEL 078-362-4575 TEL 079-222-4431 TEL 078-912-2305
兵庫県社会保険労務士会	・総合労働相談（労務、社会保険等） 毎週月・金（祝日を除く）13:00～16:00 ・年金相談 毎月第1・3水曜日 13:00～16:00	〒650 - 0011 神戸市中央区下山手通 7丁目10番4号	TEL 078-360-4864 FAX 078-360-1588
日本産業カウンセラー協会 カウンセリングルーム神戸 (こころの健康相談室)	・治療と仕事の両立支援に伴う職場環境改善、人間関係、就労条件等の相談 ・長期休業あるいは職場復帰に伴う各種相談 平日 10:00～19:00 第1,3,5土曜日 13:00～16:00 (有料) 毎月15日 無料相談日	〒650 - 0012 神戸市中央区北長狭通 5丁目1番21号 福建会館5F	TEL 078-367-5815 (完全予約制)
特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会	・治療と仕事の両立について支援経験の豊富なキャリアコンサルタントによる電話相談 (1回30分相談料無料) ・平日 10:00～19:00 (事前予約必要)	〒103 - 0014 東京都中央区日本橋 蛸殻町2 - 14 - 5 KDX 浜町中ノ橋ビル4F	申込先 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php
ひょうご若年性認知症支援センター	・若年性認知症に関する一般的な相談 ・疾患に伴う生活上の困りごとに関する相談 ・疾患による仕事への影響に関する相談 ・職場や関係機関との調整 ・平日 9:00～12:00, 13:00～16:00 (年末年始・土日祝日除く) 電話、来所、訪問による相談対応	〒651 - 0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	TEL 078-242-0601

治療と仕事の両立支援に関する相談先に迷われる方は、まず**兵庫産業保健総合支援センター**にお問い合わせください。

「がん」に関する相談は兵庫県内の**地域がん診療連携拠点病院**でも相談できます。

地域がん診療連携拠点病院の詳細は、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin.html



職場の健康診断実施強化月間

別添 7

実施期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日

趣旨

兵庫労働局労働基準部健康課

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付けし、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。
各事業場におかれましては、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施していただきますようお願いいたします。

1 健康診断の実施

定期健康診断（歯科健診含む。）を適切に実施しましょう。

2 健康診断実施後の措置

健康診断結果において、異常の所見がある労働者については、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を実施しましょう。

3 健康診断の結果に基づく保健指導

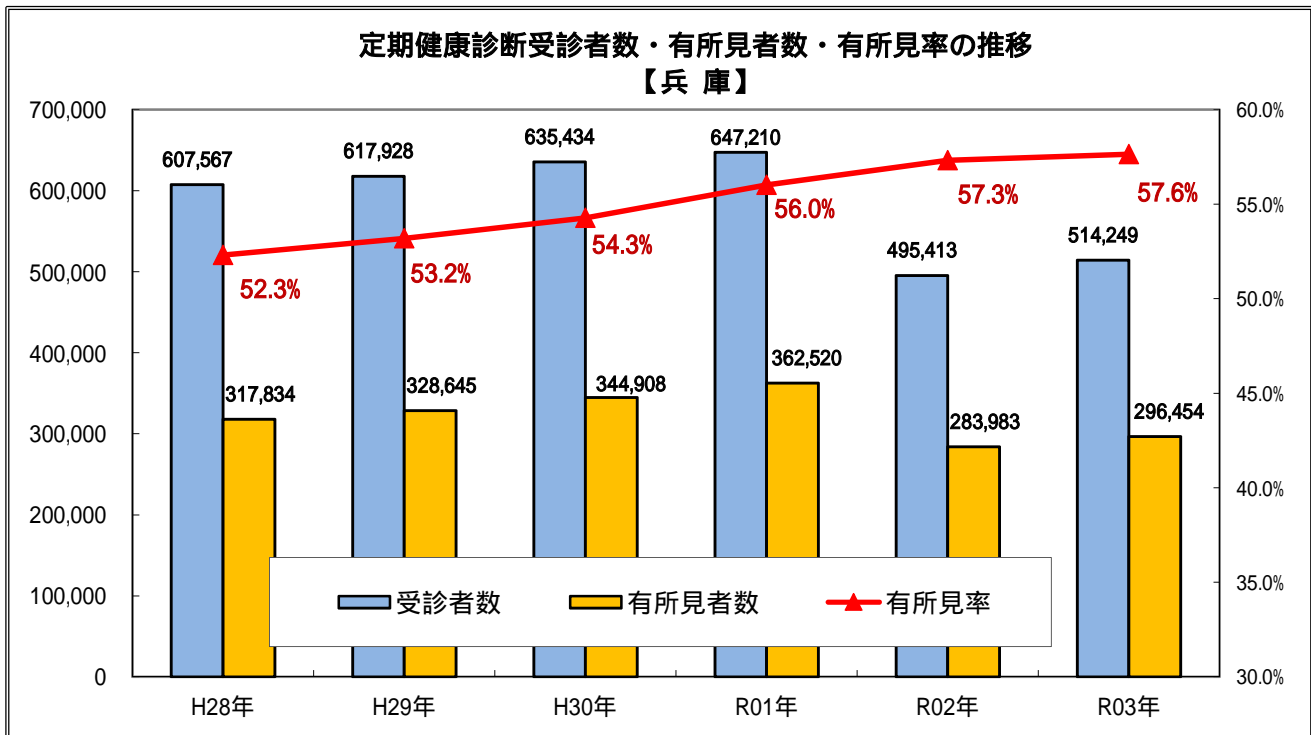
健康診断の項目に異常の所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者については、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、労働者自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

4 医療保険者への健康診断結果の提供

定期健康診断結果については、医療保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられています。

5 地域産業保健センターの活用

小規模事業場（労働者数50人未満）においては、地域産業保健センターを活用しましょう。



労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

労働安全衛生規則の一部改正

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、**労働者の人数にかかわらず**、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。（下線部：改正事項）

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）
例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務


◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

- 1. 健康診断結果の記録**
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）
- 2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取**
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）
- 3. 健康診断実施後の措置**
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）
- 4. 健康診断の結果の労働者への通知**
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）
- 5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**
対象業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断（定期的のものに限る。）を行った事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書・裏面参照）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

◆ 施行期日 令和4年10月1日

 兵庫労働局・各労働基準監督署



有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

0123456789

健診年月日現在の常時使用する労働者数を記入してください。

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	<input type="text"/> 人
対象年	9:令和 → 元 年 (月~月分)(報告回数) ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	健診年月日	9:令和 → 元 年 月 日 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
事業の種類		事業場の名称	

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを記入してください。

健康診断を実施した機関が2以上の場合は、各々について記入してください。

事業場の所在地	郵便番号	電話番号	()
健康診断実施機関の名称			
健康診断実施機関の所在地			

健診年月日現在の労働者数を記入してください。

当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入してください。

項目	取扱有害物質・業務内容	物質	業務内容
	労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数		
受診労働者数			<input type="text"/> 人 右に続けて記入する
所見のあった者の人数			<input type="text"/> 人 右に続けて記入する

労働者数50人未満の事業場は記入不要です。

産 業 区 画	氏 名
	所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督局長殿



改正省令の施行日前行われた歯科健康診断(定期的のものに限る。)の報告は、従前の例によることとなっています。

折り曲げる場合はこの所を谷に折り曲げる

粉じん障害防止総合対策推進強化月間！

実施期間 令和4年9月1日～9月30日

兵庫労働局 健康課

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、8次にわたって粉じん障害防止総合対策を取り組んでおり、当局管内における、じん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、依然として新規有所見者は発生しています。

兵庫労働局においては、引き続き、「兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成30年度から令和4年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策のより一層の徹底を図っています。

重点事項

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業の粉じん対策

ずい道等建設工事における粉じん対策

呼吸用保護具の使用徹底及び適正な使用

アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん対策

じん肺健診の着実な実施
離職後の健康管理の推進

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と

自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業

呼吸用保護具使用の徹底とその要旨を掲示

粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等

衛生委員会における調査、審議、周知徹底

2 ずい道等建設工事

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

3 呼吸用保護具の使用徹底、適正な使用

保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

電動ファン付き呼吸用保護具の使用

4 アーク溶接作業

呼吸保護具の着用の徹底及び適正な着用

健康管理対策の推進、健康管理教育の徹底

5 金属等の研磨作業

特定粉じん発生源に対する措置の徹底

局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施

作業環境測定、特別教育、呼吸用保護具の着用、たい積粉じん対策、健康管理対策の推進

6 じん肺健康診断

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

7 離職後の健康管理

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<p>会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、粉じん作業に係る自主点検の実施の援助</p> <p>講習会・セミナーの開催</p> <p>月間中のパトロール実施</p>	<p>取組の自主点検の実施</p> <p>「粉じん対策の日」の設定</p> <p>じん肺健診の実施</p> <p>労働衛生教育の実施</p>
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業	<p>平成26年7月及び平成29年6月施行の改正粉じん則に基づく措置（有効な呼吸用保護具の使用）の周知</p>	<p>有効な呼吸用保護具使用の徹底</p> <p>有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等要旨を記載したものを作業場の見やすい場所へ掲示</p>
ずい道等建設工事	<p>「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知</p> <p>特別教育の受講勧奨</p>	<p>「ガイドライン」に基づく対策の徹底</p> <p>粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施</p> <p>呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）</p>
呼吸用保護具の使用の徹底等	<p>電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨</p>	<p>保護具着用管理責任者の選任</p> <p>じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者の粉じんばく露低減措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具の使用</p>
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	<p>屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知</p>	<p>局所排気装置等による作業環境の改善</p> <p>呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進</p> <p>特別教育の徹底</p> <p>たい積粉じん対策の推進</p>
離職後の健康管理	<p>健康管理手帳制度の周知</p>	<p>管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知</p> <p>合併症予防の観点から禁煙の働きかけ</p>